

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その9）

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、令和3年2月8日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた対応について

※緊急事態宣言期間：令和3年1月7日（木）～3月21日（日）

※まん延防止等重点措置期間：令和3年4月12日（月）～5月11日（火）

（1）区立幼稚園、小・中学校

区立幼稚園及び小・中学校については、ガイドラインを作成し、感染防止対策を徹底しており、授業や行事等についても感染状況を踏まえながら必要に応じて規模の縮小や実施方法の見直し、中止等の対応を講じている。学校活動を通じた感染の拡大は確認されていないことから、学校運営を継続する。

（2）新BOP

社会生活を維持するうえで欠かせないことから、引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める（BOPについては、当面の間、休止を継続する）。

（3）区民利用施設等

区民利用施設については、施設ごとに利用者向けガイドラインを作成し、感染防止対策を徹底しており、複数の感染者が同時に確認される状況ではないことから、施設運営を継続する。

また、区民利用施設の開設時間を20時までに短縮し、20時をまたぐ利用枠が設定されている場合は、利用枠自体を停止とせず、申込者の承諾のもと、20時までの短縮利用とする。

①図書館（梅丘、世田谷、経堂）・図書館カウンター

開館時間を20時まで短縮する。

②区立小中学校すべての学校開放施設

20時をまたぐ利用枠は、20時までの短縮利用とする。個人利用は20時までの利用とする。

2 新型コロナウイルス感染症陽性者発症時の検査について

新型コロナウイルス変異株について、感染性の高さや子どもの変異株感染の増加の状況等を踏まえ、社会的検査（随時検査）の対象に区立小・中学校、新BOPの児童・生徒を加える。